

白馬村地域公共交通検討委員会設置要綱

〔平成20年5月1日〕  
〔白馬村告示第26号〕

(設置)

第1条 白馬村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において協議する事項のうち、運行計画の策定に関する調査、検討を行うため、白馬村地域公共交通検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、白馬村が実施する住民輸送サービスの運行計画策定に関する検討をし、その結果を交通会議に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は18名以内とし、次に掲げる者のうちから、交通会議会長が任命する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 民生児童委員
- (3) 各種団体関係者
- (4) 医療機関
- (5) 地元交通事業者
- (6) 行政機関
- (7) 村職員
- (8) その他交通会議会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、検討結果を交通会議に報告した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長、副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、他の委員へ書面により委任することができる。この場合において、書面により委任した委員は出席した者とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員の意見交換等が不当に行われるおそれ等がある場合は、会議で決するところにより非公開とすることができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見等を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）及び特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和34年白馬村条例第16号）に定めるところにより支給する。

(事務局)

第8条 検討委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、交通会議会長が招集する。